

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄のお悩みや疑問についての相談会を開催します。

📅 4月13日(火)

① 9時～10時 ② 10時～11時 ③ 11時～12時

📍 役場本館 2階大会議室

👤 町在住者

📎 先着3組(※各回1組)

【相談員】

栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事
※事前予約制となります。

※偶数月の第2火曜日に開催予定です。

【新型コロナウイルス感染症への対策について】

会場において、飛沫防止対策や換気などの対応を行います。3密に注意して開催いたしますが、お越しの際はマスクの着用や咳エチケットの徹底にご協力ください。

問 未来開発課 ☎(57)4178

空き家の売買・賃貸をお考えの方へ

～「空き家バンクリフォーム補助金」のご案内～

野木町空き家バンクの登録を促進し、空き家の利活用を図るため、空き家バンク登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し、補助金を交付します。

「野木町空き家バンク」

の詳細はこちら⇒



【対象】

- ・野木町空き家バンクの登録物件の所有者または入居者(入居予定者)
- ・町税を滞納していない方
- ・空き家所有者の3親等以内の親族でない方

【補助額・要件】

〈リフォーム工事〉

- ・費用の2分の1以内(限度額50万円)
- ・工事に要する費用が20万円以上であること

〈家財処分〉

- ・費用の2分の1以内(限度額10万円)
- ・家財処分に要する費用が5万円以上であること
- ・家財の処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること

※それぞれ1住宅につき1回限りの交付です。

申請方法など詳しくはお問合せください。

問 未来開発課 ☎(57)4178

住宅購入をお考えの方へ ～「定住促進補助金」のご案内～

令和2年4月1日以降に取得される住宅を対象に補助金を交付します。

※令和2年3月31日までに住宅を取得された方については、変更前の要件および補助額となります。

【対象】

- ・令和2年4月1日以降に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法および都市計画法の規定に適合していること

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入または転居により新たに専用住宅、併用住宅またはマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方
- ・世帯員に町税等の滞納がない方。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

【基本額】

10万円(新築・中古住宅問わず)

【加算額】

- ・申請者が令和2年4月1日以降に転入し、1年を経過していない場合:2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳以下のお子様がいる場合(人数は問わない):3万円加算

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書および次の書類を提出してください。

- ① 世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ② 定住誓約書
- ③ 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④ 建物の平面図(間取図)および住宅までの案内図
- ⑤ 町外からの転入者については、直近の住所地での完納証明書等(市区町村税等の滞納がないことを証明できる書類)
- ⑥ 登記の遅延(取得から登記までが年度をまたぎ、申請要件が変わる場合など)にあっては、物件の取得を確認できる書類

※1世帯につき1回限りの交付です。

詳しくはお問合せください。

問 未来開発課 ☎(57)4178